

グレーチングバルコニー等の面積算定の取扱い	平成 28 年 4 月
建築基準法第 2 条第一号	

グレーチングバルコニーやすのこ状バルコニー等に係る建築面積及び床面積の算定については、平成 28 年 4 月 1 日以降、建築基準法第 2 条第一号に該当する部分として、通常のバルコニーと同様に取り扱います。